

# 公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年3月5日

広島県知事 横 田 美 香

## 1 業務内容

### (1) 業務名

令和8年度広島県社会的養護自立支援拠点事業業務

### (2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (4) 履行場所

広島県内

### (5) 事業予算額

21,500千円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 2 公募型プロポーザル参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について（令和6年3月30日付けこ支家第183号）別紙 社会的養護自立支援拠点事業実施要綱 2 社会的養護自立支援拠点事業者」に定める委託先として知事が認める者であること。

(3) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(4) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(5) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

## 3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

### ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10-52

広島県健康福祉局こども家庭課

電話 (082) 513 - 3167(ダイヤル)

### イ 交付期間

令和8年3月5日（木）から令和8年3月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

### ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に記載されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時

ウ 提出方法

広島県健康福祉局こども家庭課宛に公募型プロポーザル参加資格確認申請書等を電子メールで送付する ([fukatei@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:fukatei@pref.hiroshima.lg.jp))。電子メールで送付することが困難な場合には、広島県健康福祉局こども家庭課児童グループ（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）への郵送による提出も可能とする。ただし、イの期間内に必着すること。

エ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年3月16日（月）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和8年3月23日（月）午後5時

イ 提出方法

広島県健康福祉局こども家庭課宛に電子メールで送付する ([fukatei@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:fukatei@pref.hiroshima.lg.jp))。電子メールで送付することが困難な場合には、広島県健康福祉局こども家庭課児童グループ（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）への郵送による提出も可能とする。ただし、アの期間内に必着すること。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書及び提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた評価基準に従い、令和8年度広島県社会的養護自立支援拠点事業公募型プロポーザル選定委員会が審査し、最も高い評価を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「令和8年度広島県社会的養護自立支援拠点事業業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和8年3月25日（水）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成 19 年 10 月 1 日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「55C システムの設計・開発」及び「55D システムの保守・管理」（そのうちのいずれかまたは複数の場合を含む。）の資格に限る。）。

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 契約における特約事項

本件業務に係る歳入歳出予算が見積書の提出期限までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該公募型プロポーザルを延期又は中止する。

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県健康福祉局こども家庭課児童グループ

電話 (082) 513 - 3167 (ダイヤル) ファクシミリ (082) 502 - 3674

電子メール [fukatei@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:fukatei@pref.hiroshima.lg.jp)